

第2号議案 2015～2016年度運動の中間まとめと補強

私たちは、2015～2016年度を3つの運動の柱の実現にむけた4年間の終盤として、目標達成にむけ具体的な取り組みを進めてきました。この1年間の取り組みにあたっては、直面する課題や具体的な個別方針へ対応しつつ、中期的な視野をもち具体的な成果を出すことが求められてきました。サービス連合本部・地連と加盟組合が、目標をしっかりと共有するため、地連への本部方針オルグの実施や事務局長会議の複数回開催をはじめ、できる限り加盟組合へ訪問し、サービス連合と加盟組合との関係強化や優先課題に取り組む運動を展開しました。実態把握や課題抽出に基づいた加盟組合への支援体制の強化などを行いました。

一つ目の運動の柱である「**団結と連帯をさらに深め、主体的な組織運営による強固な組織基盤の確立**」にむけては、加盟組合のより強固な組織基盤の確立にむけ加盟組合訪問と組織実態調査などをつうじて、活動状況を把握し優先課題解決にむけ個別対応をはかりました。また、サービス連合の組織基盤強化として、「組織人員50,000人」の達成にむけ2年間で7,000名の組織拡大目標を定め取り組み、今年度の実績は890名となりました。労働相談からの組織化や数年にわたる具体的計画に基づいて企業内における組合員の範囲拡大や関連企業の組織化を行い、成果をあげた加盟組合もありました。前年に引き続き「組織拡大集中取り組み月間」をはじめとした取り組みの強化により、全体で目標達成を目指すこととします。

二つ目の運動の柱である「**一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる産業を実現させるための労働環境の整備**」については、2014春季生活闘争から引き続き2016春季生活闘争においても、月例賃金の改善にこだわり、実質的な賃金改善の回答を引き出した加盟組合は前年より増加し、取り組みが定着してきました。また、政策提言機能強化の一環として、初めて「観光政策フォーラム」を開催し「観光立国実現に向けた提言」を組織外に幅広く周知することができました。

三つ目の運動の柱である「**労働組合として主体的に社会との共生と連帯**」にむけて、連合をはじめとした共闘組織との関係を強化しサービス連合の影響力を高め、社会貢献活動や国際連帯活動などをつうじて社会的公器としての役割をこれまでと同様に、果たしてきました。

2015年度は、「運動の基本目標」の実現にむけ、これまでの取り組みの積み重ねの結果として賃金水準の引き上げや企業内組織拡大が行われるなど一定の成果をあげることができました。しかしながら、3つの運動の柱の実現にむけては、まだ残された課題も多く2016年度は集大成をはかる重要な1年になることを改めて加盟組合と認識したうえで、組合員一人ひとりの力を結集し、着実に運動を進めていくこととします。また、2017年度からはじまる次の4年間の中期目標を定めるために議論を行っているプロジェクトチームの提言を基に新たな「運動の柱」策定の取り組みを進めていきます。

< 3つの運動の柱 第13回定期大会確認 >

○**団結と連帯をさらに深め、主体的な組織運営による強固な組織基盤の確立に取り組む**

労働組合は、労働環境の底上げをはかり安心して働き続ける環境を維持する役割を担っています。その役割を果たすために、まずは労働環境の実態を把握し、組合員の声を反映した要求を行うことができる強固な組織基盤の確立に取り組むこととします。

更に、労働条件に影響を与える経営状況の把握はもとより経営計画に対する意見反映を行うために総合労使協議体制の確立を目指し、まずは身近な課題について会社と日常的に話し合いができる体制づくりに取り組むこととします。

○**一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる産業を実現させるために、労働環境の整備に取り組む**

この産業の社会的地位を向上させ魅力ある産業とするには、この産業で働く人が十分に満足し、他産業から見ても魅力ある産業となる労働環境の整備が求められます。そこで、この4年間はその実現にむけ、まずは、この産業で働く人が安心して働くことができ、未来を考えることができる労働環境の基盤を確立できるよう取り組むこととします。

○**労働組合として主体的に社会との共生と連帯に取り組む**

私たちの運動は、産業や企業の枠にとどまることなく、常に社会との共生や連帯を求める活動をつうじて客観的な視点や社会性を持つことが必要です。引き続き、社会貢献活動や国際連帯活動などをつうじ社会的公器として期待される役割を担うことができるよう取り組むこととします。

I. 運動を取り巻く情勢

1. 社会経済情勢

(1) 国際情勢

2016年4月に公表された国際通貨基金（IMF）の世界経済見通しの報告書などによると、貿易や投資が大幅に落ち込むとして、世界全体の予想成長率を3.2%に引き下げ、3四半期連続で見通しを下方修正しており、成長を下支えするため経済大国が直ちに行動を起こす必要があると強調しています。IMFは世界経済の現状について、経済の低成長や保護貿易主義の高まりからさまざまな脅威にさらされていると指摘しており、英国が欧州連合を離脱した場合、「甚大な」ダメージを受ける恐れがあるなど、厳しい見通しを示しています。

同年5月に伊勢志摩で開催された第42回主要国首脳会議では、「気候変動、エネルギー」をテーマにした討議や、東南アジアなどの7カ国の首脳と5つの国際機関の代表が参加した「拡大会合」が行われました。今回発表された首脳宣言では、世界的な成長は低成長のリスクが残る中、依然として緩やかであり、かつ、潜在成長力を下回っているとし、世界経済を支えるため、持続可能な均衡ある経済政策を推し進めていくことなどが確認され閉会しました。

(2) 国内の政治経済情勢

第190回通常国会において、政府は2016年4月に発生した熊本地震の激甚災害への指定を

閣議決定し、被災自治体の財政に配慮しつつ、住宅確保や生活再建支援金の支給などの被災者支援やインフラの復旧を急ぐため、2016年度補正予算を成立させました。その他、国政選挙の動向や2017年4月実施予定であった消費税増税が延期されるなど、今後の政権運営が注目されています。

2016年3月に発表された日銀短観では、円安の一服や対ユーロにおける円高基調、アジアなどの海外景気の先行き不透明感から、輸出企業の回復が緩やかになったとしています。大企業では、非製造業は原油安で石油・石炭製品の価格や電気・ガス代は大きく下がり、景況感が改善し、製造業では自動車の業績が回復を見せているものの、電気機械や生産用機械などをはじめ上昇傾向にはなく先行きに慎重であり、景況感は足踏みが続いています。中小企業では不動産や小売りは改善したものの、鉄鋼や自動車など製造業で悪化が目立っており、全産業では小幅悪化となっています。

同年4月に日本銀行が発表した経済・物価情勢の展望(展望レポート)で、日本経済は、新興国経済の減速の影響などから輸出・生産面に鈍さがみられるものの、緩やかな回復を続けているとしています。当面は、この動きが継続することが想定されるものの、家計・企業の両部門において、所得から支出への前向きな循環メカニズムが持続し、国内需要が増加基調をたどるとともに、輸出についても新興国経済が減速した状態から脱していくことなどを背景に、緩やかに増加すると想定しています。

政府は、同年5月の月例経済報告において「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」との基調判断を示しており、前の月から据え置いています。また、「個人消費は、消費者マインドに足踏みがみられるなか、おおむね横ばいとなっている」としています。先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、平成28年(2016年)熊本地震の経済に与える影響に十分に留意する必要がある。」としています。

総務省が発表した同年4月分の全国消費者物価指数によると、総合指数(2010年=100)が前年同月比で0.3%下落しました。また、生鮮食品を除く総合指数の前年同月比の下落幅は0.3%減と変わりませんでした。これは、生鮮食品を除く食料と電気代、ガス代などの下落幅が拡大したものの、ガソリンや宿泊料、外国パック旅行により下落幅が縮小したことによるものとされています。

【全国消費者物価指数(2015年7月～2016年4月)：総務省発表】(総合指数 2010年=100)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
総合指数	103.7	103.9	103.9	103.9	103.5	103.5	103.0	103.2	103.3	103.4
前月比	-0.1%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.4%	0.1%	0.1%	0.2%
前年同月比	0.2%	0.2%	0.0%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	0.3%	-0.1%	-0.3%

(3) 国内の雇用情勢

総務省が発表した2016年4月の労働力調査によれば、完全失業者数は224万人と71ヵ月連続の減少となり、前年同月比では10万人減少し、完全失業率は3.2%となりました。就業者数は6,396万人と17ヵ月連続の増加となり、前年同月比では54万人増加しました。雇用形態別では、正規の職員・従業員数は3,375万人と前年同月比で81万人増加し、非正規の職員・従業員数も1,962万人と前年同月比で23万人増加し、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は36.8%となりました。

厚生労働省が発表した同年4月の有効求人倍率は1.34倍で、前月に比べて0.04ポイント上昇しました。同年4月の新規求人倍率は2.06倍で前月に比べて0.16ポイント上昇しました。産業別では、宿泊業・飲食サービス業(前年同月比8.0%増)や教育・学習支援業(同8.2%増)などで増加となりました。

政府は、同年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で成長と分配の好循環のメカニズムとして、子育て支援の充実、介護支援の充実、高齢者雇用の促進、非正規雇用労働者の待遇改善、最低賃金の引上げを政策としています。

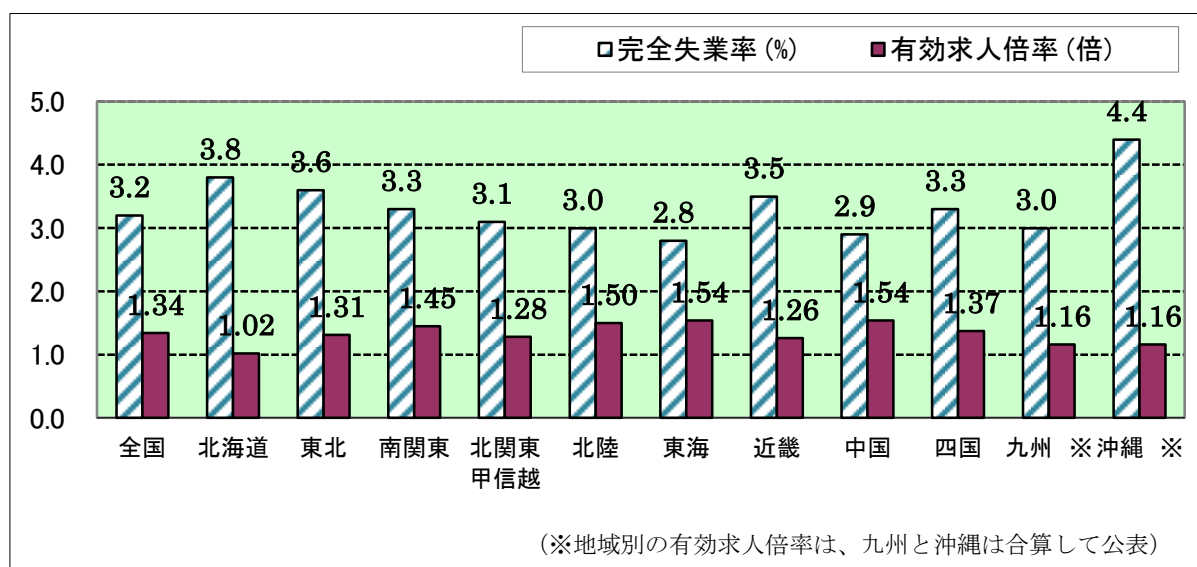
【完全失業率と有効求人倍率（2015年11月～2016年4月）

：総務省労働力調査・厚生労働省一般職業紹介状況】

		11月	12月	1月	2月	3月	4月
完全失業率	2015-2016年	3.3%	3.3%	3.2%	3.3%	3.2%	3.2%
	前年	3.5%	3.4%	3.6%	3.5%	3.4%	3.3%
有効求人倍率	2015-2016年	1.26倍	1.27倍	1.28倍	1.28倍	1.30倍	1.34倍
	前年	1.12倍	1.15倍	1.14倍	1.15倍	1.16倍	1.17倍

【地域毎の完全失業率（2016年1～3月）有効求人倍率（2016年4月）

：総務省労働力調査・厚生労働省一般職業紹介状況】



2. 国内の労働界

(1) 組織率

厚生労働省が2015年12月に発表した「平成27年労働組合基礎調査（平成27年6月30日現在）」の結果によれば、単一労働組合数は24,983組合（前年比1.2%減）、労働組合員数は988万2千人（同0.3%増）、推定組織率は17.4%（同0.1%減）となりました。一方、女性の労働組合員数は312万人（同2.2%増）となりましたが、推定組織率は12.5%（前年比同じ）となりました。パートタイム労働組合員数は、102万5千人（同5.7%増）となり、推定組織率は7.0%（同0.3%増）となりました。連合の組合員数は、689万1千人と前年より4万4千人増加し、全労働組合員数に占める割合は69.7%（前年比0.2%増）となりました。

(2) 連合の取り組み

連合は2015年10月に、「ストップ・ザ・格差社会！すべての働く者を連合の輪へ『安心社会』を切り拓こう！」をスローガンに、第14回定期大会を開催し、今後2年の運動の基軸として、「運動体としての組織基盤の強化に引き続き取り組む」ことや、「働くことを軸とする安心社会」の実現にむけ、「底上げ・底支え」「ディーセント・ワーク」「支え合い、助け合い」に取り組むとともに、「組織力」「発進力」「政策立案能力」「政策実現力」に一層の磨きをかけ、「連合運動への求心力を高めていく」ことなどを掲げた「2016～2017年度運動方針」を確認しました。

これまでの1000万連合実現を目指した組織拡大の取り組みにより、2016年の連合登録人員は686万人となり前年より4万人増加しました。また、2016年6月に開催した第72回中央委員会では、2016春季生活闘争の中間まとめにおいて、すべての組合が月例賃金にこだわり「底上げ・底支え」「格差是正」を目指して取り組み、昨年同時期を上回るペースで中小組合においても回答の引き出しがはかられており、大手と中小との賃上げの格差が縮小されたことを確認しました。また、連合が目指す政策制度の実現にむけて取り組むとともに、熊本県を中心とする九州地震による被災者・被災地域の救援・復旧にむけた必要な対応を求めていくこととなりました。また、「2017年度 連合の重点政策（2016年7月～2017年6月）」として、政府の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）ならびに予算の概算要求基準に対置するものとして、復興財源の確保や労働者保護ルールの堅持・強化など重点的に取り組みを進める必要のある提言などを確認しました。

2016 R E N G O キャンペーンの「クラシノソコアゲ応援団！」では、暮らしの底割れや格差拡大を食い止め働き甲斐のある仕事を取り戻し、安全・安心に暮らすためのセーフティネットを求め、働く人が報われる政治を取り戻す取り組みを展開しています。

3. サービス・ツーリズム産業の情勢

(1) 世界の状況

国連世界観光機関（UNWTO）の発表によると、2015年の国際観光客到着数（1泊以上の訪問客）は、ヨーロッパ（前年比5%増）やアジア・太平洋（同5%増）がけん引し、世界全体で11億8,400万人（同4.4%増）を記録しました。2009年はリーマンショックの影響から減少しましたが、それ以降は6年連続での増加となっています。2016年の国際観光客到着数については、世界全体で4%の増加が見込まれており、特にヨーロッパや米州、アジア・太平洋では平均を上回る4%から5%の増加が想定されています。また、2015年

の国際観光収入は、世界全体では前年比3.6%増の1兆1,400億米ドル、1日あたりの平均は40億米ドルとなっています。

世界貿易機関（WTO）の貿易統計によると、2015年の世界貿易の伸び率は世界経済の弱い回復力を反映し、2014年と同じ2.8%となりました。中国経済の減速を反映しアジアの輸出入が抑えられた他、中南米においては通貨下落などの余波で輸入が同5.8%減と落ち込んでいます。今後の伸び率は、2016年には2.8%、2017年には3.6%を予測していますが総じて、世界経済の回復ペースが現行速度を維持するとみるものの、力強さを欠いた状態であるとも分析しており、世界経済の先行き不安や今年初めの金融市場の混乱を受けて欧米などの輸入が落ち込んでいます。テロの増加などに伴い、国境管理が強化されれば貿易の円滑化に悪影響が出る恐れもあると指摘しています。輸出入総額では、中国が3兆9,570億米ドルで米国の3兆8,130億米ドルを上回り、2年連続の世界一となっています。以下2兆3,800億米ドルのドイツ、1兆2,740億米ドルの日本が続きました。

国際空港評議会の発表によると、2015年の空港貨物総取扱量において最も貨物取扱量が多かった空港は、香港国際空港で446万トン（前年比0.4%増）、2位がメンフィス国際空港の429万トン（同0.8%増）、3位が上海浦東国際空港の327万トン（同2.9%増）、4位がアンカレッジ国際空港の263万トン（同5.5%増）、5位が仁川国際空港の259万トン（同1.5%増）となっています。成田国際空港は8位の212万トン（同0.6%減）となっており、2014年と同順位になっています。

(2) 日本の状況

①国内旅行

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、2015年の日本人延べ宿泊者数は4億3,908万人泊（前年比2.4%増）となりました。

2014年は消費税増税などの影響により旅行需要は減少したものの、2015年についてはその反動増が見られたほか、円安傾向が続いたことなどによる海外旅行から国内旅行へのシフトや北陸新幹線開業の効果などが国内需要を押し上げる結果となりました。

今後も、国内旅行は堅調に推移すると見込まれており、地方創生推進交付金の活用や、2016年3月に新青森・新函館北斗間で開業した北海道新幹線や、同年5月に開催された伊勢志摩におけるサミットなどを契機に、旅行需要の更なる喚起が期待されます。なお、外国人延べ宿泊者数は同48.1%増の6,637万人泊と大幅増となりました。

②海外旅行

日本政府観光局（JNTO）の発表によると、2015年の出国日本人数は、1月から12月の累計で、前年比4.1%減の1,621万人となったものの、今年に入ってから、1月から5月の累計で、663万3千人（前年比3.1%増）と前年同期を上回りました。ヨーロッパや中東では、テロなどの情勢不安により減少傾向にあるものの、アジアでは、これまで外交関係悪化を辿っていた韓国が2ヵ月連続で前年同期を上回っており、その他では台湾やタイ、ベトナムが回復傾向にあります。今後は、訪日外客数の増加による航空需要の拡大に伴う運賃の高止まりや、座席確保が難しくなるなど懸念材料はあるものの、燃油サーチャージの引き下げや、羽田便の増便をはじめとした航空座席供給量の増加などによる出国日本人数の回復が期待されています。

【出国日本人数の動向：J N T O発表】

	2015年(1～5月)	前年比	2016年(1～5月)	前年比
出国日本人数	643万4千人	95.7%	663万3千人	103.1%

③外国人旅行

J N T Oの発表によると、2015年の訪日外客数は、統計開始以来過去最大の伸び率となる前年比47.1%増の1,974万人と大幅に増加し、3年連続で過去最高を更新しました。

今年に入ってから、1月から5月の累計で、972万8千人(前年比29.1%増)となり、5月として過去最高を記録するなど、2015年に引き続き好調に推移しています。継続的な訪日旅行プロモーションや、アジア諸国への査証の発給要件緩和、消費税免税制度の対象品目拡充、航空路線の拡大、クルーズ船の寄港増加、燃油サーチャージの値下がりなどにより、引き続き訪日外客数の増加を後押ししています。今後も、様々な施策が打ち出され、訪日外客数の増加が見込まれています。

【訪日外客数の動向：J N T O発表】

	2015年(1～5月)	前年比	2016年(1～5月)	前年比
訪日外客数	753万8千人	144.9%	972万8千人	129.1%

④貿易

財務省の貿易統計によると、2015年の貿易収支は、2兆8,322億円の貿易赤字となりましたが、2014年の貿易赤字12兆8,160億円より大幅に改善されました。貿易赤字の内訳については、輸出では自動車部品や半導体等電子部品が増加し、75兆6,316億円(前年比3.5%増)と3年連続で増加した一方、輸入では原油の値下がりなどに起因し原粗油や液化天然ガス、石油製品が大幅に減少したため78兆4,637億円(同8.7%減)と6年ぶりの減少となりました。

2016年1月から4月の累計では、輸出は鉄鋼・自動車等が減少し、23兆4,010億円(前年同期比8.4%減)となっています。輸入は、液化天然ガスや原粗油等が減少し22兆2,312億円(同17.6%減)となりました。

2015年度の経常収支については、貿易収支が黒字転化し、サービス収支が赤字幅を縮小したことから、全体の黒字幅を拡大して17兆9,252億円となりました。

(3) 業種別の情勢

①旅行業

観光庁が発表している主要旅行業者(49社)の総取扱額は、2015年4月から2016年3月の総計(速報)で、6兆6,362億8,513万円(前年同期比3.2%増)となりました。内訳は、国内旅行において4兆4,434億5,045万円(前年同期比8.3%増)と増加、海外旅行は2兆186億1,785万円(前年同期比8.4%減)と減少、外国人旅行は1,742億1,683万円(前年同期比44.0%増)と増加しました。

国内旅行の総取扱は堅調に推移しており、好調な訪日外客数の増加により、訪日外国人が多く訪問する地域で宿泊の予約が困難な状況が続いています。また、貸切バスにつ

いては、バスの供給量やドライバーが不足していることなどにより、商品造成に影響を与えていることが懸念材料となっています。JATAの市場動向調査によると、今後は、個人旅行ではシニア層やファミリー層を中心に堅調に推移すると想定されています。団体旅行では職場や招待・報奨を中心に需要が見込まれます。また、方面別では、京阪神と東京の二大都市圏や沖縄で堅調に推移するものとみられ、新幹線の開業により北海道や東北における新たな需要が見込まれています。

海外旅行の総取扱は、円高へのシフトによる需要の恩恵は見られず、これまでの円安基調による宿泊などの仕入費用や航空運賃の上昇を反映した旅行商品の価格の高止まりによる取扱額の減少などにより、各社の収益には依然結びついていない状況です。JATAの市場動向調査によると、今後は、旅行形態別では下落傾向にあった商用・視察需要が回復し、個人別ではシニア層が上昇すると想定されています。方面では、ヨーロッパの回復傾向が見込まれ、ハワイは引き続き上昇傾向となる見込みです。

外国人旅行の総取扱は、訪日外客数の増加に比例して増加しています。外国人旅行の受け入れにあたっては、法令を遵守し品質を管理する自主規制として、企業の法令遵守、品質管理・サービス水準、CSRの3つの側面から品質を評価し、所定の水準を満たした事業者を認証する「ツアーオペレーター品質認証制度」が進められているなか、日本の旅行会社における取り扱い件数、額ともに増加しており、これからも更なる需要拡大に期待がもてます。また、訪日旅行者が安全、安心で良質な旅行を楽しめるようになり、リピーター化につなげるためにもツアーオペレーターの登録制にむけた法的なルール作りの構築が望まれています。

【主要旅行業者49社の取扱実績：観光庁発表】 ※2014年度は主要旅行業者50社の合計

	2014年4月～2015年3月	2015年4月～2016年3月	前年比
国内旅行	4兆1,034億5,516万円	4兆4,434億5,045万円	108.3%
海外旅行	2兆2,037億8,111万円	2兆0,186億1,785万円	91.6%
外国人旅行	1,209億9,710万円	1,742億1,683万円	144.0%
総取扱額	6兆4,282億3,337万円	6兆6,362億8,513万円	103.2%

②国際航空貨物業

JAF Aの発表によると、2015年4月から2016年3月の輸出実績は件数が304万8,170件（前年同期比2.5%減）、重量でも90万8,803トン（同8.7%減）と減少しました。主要品目についてみると、一般機械、電気機械を中心に伸び悩んでいます。また、米国港湾労使交渉に端を発した航空輸送へのシフトによる自動車部品の特需は収束し、今後については輸送用機械および精密機械を中心に減退し、生産財卸もゼロ水準に下降するなど、荷動きにはいっそうの減退が見込まれています。輸入実績については、件数が215万1,452件（同12.8%減）と減少し、重量も91万4,916トン（同5.7%減）と減少しました。主要品目についてみると、木材・家具および輸送用機械がゼロ水準にとどまる以外はすべての品目でマイナスとなっています。今後については、輸送用機械が減少傾向になることが想定されています。

【航空輸出混載貨物・航空輸入貨物推移：J A F A発表】

	2014年4月～2015年3月	前年比	2015年4月～2016年3月	前年比
航空輸出混載貨物	312万5,690件	102.7%	304万8,170件	97.5%
	99万5,530ト	115.5%	90万8,803ト	91.3%
航空輸入貨物	246万7,033件	94.9%	215万1,452件	87.2%
	97万2,224ト	105.0%	91万4,916ト	94.3%

③宿泊業

総務省のサービス産業動向調査によると、2015年の宿泊業の売上高は5兆3,282億円（前年比2.4%増）となりました。また、需要の増減状況を示すD I 値（景気動向指数）は月により増減はあるものの、総じてみるとプラスの状況となっており、堅調に推移しています。とりわけ、訪日外国人が多く地域でツアー客のみならず個人客においても増加しており、宿泊人員に占める訪日外国人の割合が増加しています。宿泊業は、一部の地域を除き、全体的には収益率の高い宿泊部門が好調であることから、2016年上期の売上高は好調に推移するものと想定されます。

シティホテルについては、観光庁の宿泊旅行統計調査によると2015年10月から2016年3月の全国平均客室稼働率は堅調な国内旅行需要に加え過去最高を更新している訪日外国人の増加により、すべての月で昨年水準を上回っています。東京・大阪のシティホテルにおいて客室稼働率が減少している月があるものの、客室単価が上昇傾向にあり、全国的に宿泊部門が企業業績に好影響を与えています。一方、宴会部門は、婚礼および一般宴会とも苦戦が続いています。厚生労働省の人口動態総覧によると、2001年の80万件から婚姻件数は減少傾向にあり、2015年の婚姻件数も、戦後最も少なくなった2014年を下回り、推計63万5,000件（前年比約9,000件減）となっています。今後も、少子化に伴い婚姻件数は戦後最低を更新することが想定されるなか、需要回復には厳しい市場環境が続くものと想定されます。一般宴会は、企業の経費支出の抑制傾向は続いており、企業業績の上昇による法人需要の回復は一部地域に限定的なものとなっています。今後は、法人需要の回復や国内外のM I C E 需要の取り込みが期待されます。

旅館についても、同調査の全国平均客室稼働率は上昇傾向です。日本旅館協会がまとめた平成27年度営業状況等統計調査によると、多くの地域で旅館の外国人宿泊人員が増加しており、北海道（前年比33.3%増）、関西（同105.7%増）、四国（同78.9%増）、九州（同74.4%増）で総宿泊人員における外国人宿泊人員比率が急増しています。

一方、一部地域においては、客室単価は伸び悩み、訪日外国人の訪問者数も少ない状況があります。また、「平成28年（2016年）熊本地震」は甚大な被害を受けた地域だけでなく、宿泊や宴会のキャンセルなどの影響を及ぼしました。大規模施設に耐震診断を義務付けた改正耐震改修促進法の施行により、改修を行った場合の改修費用や改修工事期間中の休館、施設の閉館などの対応が経営上の大きな懸念材料となっています。

【宿泊業の売上高：総務省 サービス産業動向調査】

2015年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上高(億円)	3,639	3,375	4,419	3,788	4,752	3,637	4,574	6,519	4,561	4,887	4,753	4,377
前年比(%)	98.2	100.4	101.7	98.8	107.3	92.6	101.5	107.8	103.4	105.3	102.1	104.5
需要状況DI値	2.3	18.3	-0.3	16.0	31.0	12.5	23.3	28.7	38.5	31.9	-3.1	17.6

(注) この調査におけるDI値は、景気の動きをとらえるための指標で、良化と回答した企業の割合から、悪化と回答した企業の割合を減じた数値。

【客室稼働率：観光庁 宿泊旅行統計調査】

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
合 計	2015年～2016年	63.9%	62.1%	56.2%	52.4%	58.8%	60.6%
	前年	61.3%	61.6%	55.4%	50.7%	57.8%	60.1%
シティホテル 全国平均	2015年～2016年	84.3%	82.1%	77.8%	70.0%	77.7%	80.3%
	前年	82.3%	81.9%	75.7%	67.6%	77.7%	79.8%
シティホテル 東 京	2015年～2016年	87.9%	86.3%	83.9%	72.7%	79.9%	84.5%
	前年	88.5%	87.5%	82.6%	75.1%	85.4%	87.0%
シティホテル 大 阪	2015年～2016年	91.3%	89.2%	89.2%	81.6%	87.6%	89.8%
	前年	90.1%	91.1%	88.6%	80.1%	88.8%	91.9%
旅 館	2015年～2016年	41.1%	39.3%	33.2%	33.3%	36.9%	37.2%
	前年	38.4%	40.0%	32.6%	32.3%	35.7%	37.4%

④外食業

日本フードサービス協会の発表した外食産業市場動向調査年間結果（2015年1月～12月）によると、全業態トータルでは売上高が前年比100.1%となり、2年ぶりに前年を上回りました。客単価についても103.3%と2年連続で前年を上回りました。店舗数は前年比100.1%とわずかに増加したものの、客数は前年比96.9%にとどまり、昨年と同じく減少傾向となっています。

売上高を業態別で見ると、「ファミリーレストラン」103.8%、「ディナーレストラン」106.0%と堅調に推移しています。「ファストフード」は97.4%、「パブ／居酒屋」は94.3%で、昨年と同傾向となっています。

客数では昨年同様、前年比103.9%で「焼肉」をはじめ、「麺類」が102.8%と昨年に引き続き堅調に推移しています。「洋風ファストフード」については90.8%となっており、昨年と同様の水準で推移しています。

メニュー変更による価格改定も売上高増に寄与し、高付加価値商品を支持する傾向が続いているものの、客数が伸びないことから、外食を控えている消費者が依然多いことが読み取れます。

⑤レジャー施設業

経済産業省特定サービス産業動態統計調査（2015年1月～12月）によると、2015年の遊園地・テーマパークの売上高は約498億9,000万円（前年比8.3%増）となり、4年連続

の増加となりました。内訳を見ると、入場・施設使用料金が11.3%、食堂・売店の売上高が5.3%増と、いずれも前年より高い水準で推移しています。

各テーマパーク発表の2015年度入園者数データでは、東京ディズニーリゾート（TDR）は2014年度の反動と夏場の天候不良が響き3.8%減となっています。ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ）については新アトラクションが好調で9.0%増となっており、2年連続で過去最高を記録しました。東京ディズニーシー（TDS）・USJともに、今年度は開業15周年を迎えており、今後も堅調な集客が続くなどの見通しとなっているものの、一部施設では客数の減少が懸念されています。

ゴルフ場では売上高が前年比で1.3%、利用者数が1.9%の増加となりました（経済産業省・同）。売上高、利用者数とも土・日・祝日が増加しており、天候に大きく左右される営業日数が3.1%増となっていることも起因しています。団塊世代の高齢化という逆風の中、高額な料金をはじめ敷居の高いイメージは変わっておらず、いまだ女性や若者の取り込みは十分ではないものの、今年のリオデジャネイロオリンピックでの正式種目採用といった好機などによる競技人口の増加に期待がかかっています。

(4) 今後の動向

① サービス・ツーリズム産業

政府は2016年3月に開催された「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、『観光先進国』への新たな国づくりにむけ、新たな観光ビジョンである『世界が訪れたい日本』を策定し、同年5月には具体的な推進計画として「観光ビジョン実現プログラム2016」を定めました。具体的には、観光施策について短期的な取り組みに加え、観光に対する多様なニーズにきめ細かく対応するため、新規性のある施策や「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」に盛り込まれた施策で改善・強化して取り組むものについても、幅広く盛り込むこととしました。

今後は、年間訪日外国人旅行者数の目標として2020年に4000万人、30年に6000万人を掲げるとともに、消費額は20年に8兆円、30年に15兆円を達成するためにも、政府一丸、官民一体となった積極的な観光政策を進めていくこととしており、私たちの産業への期待感は今後も高まることとなりました。また、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック終了後は、2020年東京オリンピック・パラリンピックにむけて関連会議や大会など様々なイベントが開催されることにより、日本国内のサービス・ツーリズム産業の需要拡大が期待されています。今後も、急速に増加する訪日外国人の受け入れをはじめとした各種政策を強化し、観光地域や旅行サービスの質の向上をはかることなどが必要とされています。また、シェアリングエコノミーについては、適正な法整備がなされないまま実態が先行している民泊サービスなどに象徴されるように、産業の健全な発展が脅かされることにならないためにも、必要な対応が求められます。

ツーウェイ・ツーリズムを意識した日本人の旅行需要の拡大への取り組みが重要視されるなか、海外旅行については、若者旅行の振興につながる需要の喚起が求められています。国内旅行では、日本各地での自然災害による観光産業への影響が懸念されており、今後はより一層の危機管理体制の構築に加え風評被害の防止につとめていく必要があります。

国際航空貨物輸送の法改正に関連した荷送人の危険物通知義務違反時の損害賠償責任

については、法務省にて2016年2月に開かれた法制審議会総会において、2014年から協議されてきた商法（運送・海商関係）の改正要綱案が、全会一致で決議されました。その中において、すべての場合で責任を負う「無過失責任」でなく、荷送人に違反への帰責事由が無いときは責任を負わない「過失責任」とすることでまとまりました。また、運送人側では運送品を損傷した際の責任期限が実質短期化されるとともに、契約責任の減免措置を不法行為責任にも準用することなどが改められました。法案は早期の国会成立が求められるとともに、荷主企業においては運送委託時の危険物通知への更なる意識喚起が求められ、輸送会社側では運送約款の修正などの対応が求められます。

②業種別

旅行業は、世界規模での観光需要拡大により航空座席や宿泊施設の仕入条件は依然として厳しさを増しているものの、海外旅行の回復にむけては渡航先における安全安心のアピールや、若者の海外旅行促進など、交流大国の実現にむけた取り組みが期待されます。貸切バスについては各々の事業者における法令遵守の在り方や、新たなルール作りなどを視野にいたした議論が進められており、2016年4月に施行された障害者差別解消法については、実態把握と合わせ今後の動向を見守る必要があります。今後は地域創生を含めた宿泊旅行の増大への取り組みを継続して行うとともに、人財育成や情報発信、受入体制整備などの積極的な取り組みが必要です。また、外国人旅行は成長市場であることから、日本の旅行会社を取り扱う比率を向上させることが急務となります。

国際航空貨物業は、旺盛な需要のあるアジア諸国の成長に伴い、今後については中長期的には拡大していくと見られています。特にサプライチェーン・マネジメントに代表される在庫管理や物流の効率性に重点を置いたビジネスモデルが一般化してきており、既にアジア諸国においては今後の国際航空貨物需要の増大を見込んだ取り組みが進められています。日本においても高速性に優れた国際航空貨物輸送の重要性は一層高まるものと考えられており、今後は空港整備や物流施設整備が進むことが想定されています。また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の妥結や、世界各国で広がりを見せる自由貿易協定締結など、需要や環境の変化を的確にとらえ対応することが求められています。

宿泊業は、宿泊需要が旺盛な都市部を中心に宿泊事業への新規参入が見込まれています。また、国土交通省では容積率の緩和制度の創設に伴い、地方自治体に対して通知を行っており、客室数の増加が予想され需給バランスへの注視が必要です。シティホテルの宴会部門については、市場の変化に対応するとともに需要の伸びが予想されるMICE市場への積極的な取り組みが求められています。改正耐震改修促進法の施行に伴う耐震工事などの対応が経営に重大な影響を与える可能性があることから、今後は公共性のある施設への補助制度の拡充などの取り組みが求められます。旅館業において、政府は活性化・生産性向上にむけて、海外への情報発信を強化することにより、訪日外国人を旅館に誘客する取り組みや、産学連携による教育プログラムを構築するなど人財育成に注力しています。これらの取り組みは、今後の経営の効率化・収益増大への期待がもたれます。

II. 執行体制の中間まとめと補強

1. 執行体制

(1) 執行体制

第15回定期大会で確認された方針に基づき、本部、地連、加盟組合の連携を強化し、組織強化・組織拡大・労働環境向上・政策提言機能強化・相互扶助・共生と連帯の活動領域における運動を着実に取り組んできました。

事務局長会議の開催や本部オルグをつうじ課題の共有化をはかるとともに、地連執行委員会の資料および議事録の本部への送付や地連担当者をはじめとした日常的な連絡をつうじ相互理解を深めました。

補 強

2017年度以降の執行体制の考え方については、新たな中期運動目標の考え方を整理するなどして、2017年1月に開催予定の第16回中央委員会で提案することとします。

次期運動方針の策定にあたり本部と地連間で課題の共有化をはかります。また、本部会議のスケジュールを早期に確定し、本部と連動した地連会議の設定を行うこととします。

(2) 専門委員会の設置

加盟組合の協力のもと、組織拡大総合会議、派遣添乗員ネットワーク、労働条件委員会、産業政策委員会、男女平等推進委員会を設置し、組織拡大や労働条件、政策課題への対応をはかりました。

(3) 業種別委員会の設置

産業特有の課題抽出と解決をはかるための意見反映を行うとともに、産別活動の徹底と情報共有のため、ホテル・レジャー委員会と観光・航空貨物委員会を設置しました。2015秋闘と2016春季生活闘争では、波及効果や相乗効果が得られるよう両業種別委員会を合同で開催しました。

III. 財政方針

1. 財政方針

(1) 財政方針

第15回定期大会で確認された方針に基づき財政執行を行い、執行状況について中央執行委員会ならびに四役・事務局合同会議で報告しました。資産運用委員会を開催し、中央執行委員会と連携をはかり資産運用内規および資産運用基準に基づき統合基金会計における資産を運用しました。

補 強

サービス連合の財政は安定してきましたが、盤石ではないことから、2016年度も適切な財政支出に取り組むこととします。また、2016年度も資産運用委員会を開催し資産の適正な管理と運用をはかります。

(2) 登録人員の適正化

2016年度の会費登録にあたっては、第8回定期大会の確認に基づき、80%以上の登録人員とし、適正化を着実に推進しました。

(3) 組織共済

組織共済については共済掛金を徴収し安定的な運営につとめました。

IV. 具体的な運動の中間まとめと補強

1. 組織強化

働く者の意見を企業や産業の活動に反映させあらゆる運動を進めて行くためには、組織基盤の確立は不可欠です。より強固な組織基盤の確立にむけ、加盟組合が主体的な活動ができるよう組織強化を重要課題として取り組みました。

(1) 情報共有と活動支援

できる限り加盟組合を訪問しサービス連合本部・地連・加盟組合間で連携を深め、情報を共有し、加盟組合の実態に即してまずは優先課題から解決をはかりました。

加盟組合の活動状況や活動方針が示されている定期大会議案書を69組織集約し、主な活動方針などを事務局長会議などで共有しました。課題に応じて加盟組合の「労働協約」「就業規則」などの資料も集約しました。訪問・面談内容を本部・地連間で毎月定期的に共有し、事務局長会議などにおいて課題の共有をはかり解決にむけた具体的支援について議論しました。加盟組合の取り組み課題に合わせて、オルグや資料提供などをつうじて活動支援を行いました。

補 強

実態把握が進んでいない加盟組合もあることから、組織強化・組織拡大・労働環境向上にむけ、引き続き情報収集や関係構築をつうじて各加盟組合に応じて、きめ細かな活動支援に取り組んでいきます。

サービス連合が実施する各種調査は、他の加盟組合との比較や自らの活動点検を行うことで組織力、交渉力の強化につながります。加盟組合にとっても重要な活動であり、加盟組合に対して改めて各種調査の意義と目的の浸透をはかり、調査結果を基に更なる活動支援に取り組めます。

経営・営業方針や事業展開・業務体制、人事制度を含めた労働条件全般について議論できるよう、総合労使協議体制についての定義を改めて周知するとともに、その確立にむけたプロセスについて議論します。

(2) 情報発信

サービス連合は、これまで様々な社会的事象について、具体的な取り組みや要請行動などを行ってきたものの、対外的に見解を示すことについては、積極的に行ってきませんでした。しかし、これまでも私たちの産業に大きくかかわる事故や様々な動きに対して、一方的な見解や発言が行われることがあり社会や関係者の誤解を招くことがありました。そこで、サービス・ツーリズム産業の健全な発展に資することを目的に、サービス連合としての考え方を社会、加盟組合、地連に対して「見解」「談話」として発信していくこととしました。

広報委員会を開催し、情宣物の発行やWEB媒体の活用、効果検証など年間の広報計画をとりまとめ、計画にのっとり取り組みを進めました。

加盟組合の組合員一人ひとりに対し、サービス連合における活動や取り組みの周知をは

かるため、定期的に情宣物を発行しました。（「サービス連合新聞」No. 31～32号、「サービス連合速報」No. 25～30号、「男女平等推進NEWS」No. 26～30号）

ホームページについては、タイムリーな情報発信を念頭に、担当者が分担して随時更新を行うとともに、2015年9月よりトップページ内にアクセスカウンタを設置しました。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を使った情報発信として、2015年10月1日にサービス連合のFacebookページを開設しました。

補 強

今後も「見解」と「談話」によって、社会、加盟組合、地連に対し積極的な意思発信に取り組むこととします。

更なる情報発信にむけ、ホームページやFacebookページにおける閲覧数の分析やサービス連合情宣物の加盟組合活用状況をヒアリングするなど、情宣活動の効果検証を行い、サービス連合ホームページやFacebookページへのアクセス数増加に取り組めます。タイムリーで頻繁な更新により内容の充実をはかり、加盟組合に対しサービス連合Facebookページについて情宣を行います。

(3) 人財育成

加盟組合執行部や将来産別を担う人財育成のため、前期に策定した人財育成プログラムに基づき2015年11月18日から19日にかけて組合役員基礎研修を実施し、全国から28名が参加しました。

加盟組合における勉強会開催の支援や「労働組合執行部入門」の活用など、引き続き加盟組合の人財育成に取り組めました。将来産別を担う人財育成への取り組みとして、委員会などの会議をつうじ産別活動の意義の理解につとめました。

補 強

資料や研修素材を収集、作成するなど人財育成プログラムの更なる充実に取り組めます。サービス連合の各種会議において、産別活動の意義の理解をはかります。連合が実施する教育活動についての情報を加盟組合に発信し、人財育成の機会提供をはかります。

(4) 組織問題

企業や組織の存続にかかわる組織問題について、本部と地連が連携して情報を共有し、雇用の確保や組織の維持を第一義に解決をはかりました。対応においては、顧問弁護士へ相談し法制面での助言を受けました。

2015年度に組合員の減少や企業の再編・解散などにより脱退・解散した加盟組合は、京阪津ツーリスト労働組合、セレスティンホテル労働組合、丸運国際フレート労働組合、箱根湯本ホテル労働組合、グリーンピア三木労働組合となりました。

組織問題の対応には事前の情報収集が重要であることから、引き続き加盟組合との日常的な連携を深めていきます。

補 強

組織問題の対応ノウハウの整理・とりまとめを行い、本部・地連で共有し加盟組合への支援体制を強化することとします。

2. 組織拡大

2013年度からの4年間の目標「組織人員50,000人」達成にむけ、サービス連合全体で7,000名（未組織350名、未加盟350名、企業内5,400名、関連企業900名）の組織拡大を目標に、4つの分野で運動を進めました。取り組みの結果、2015年度においては6月17日現在890名（未組織6名、企業内664名、関連企業220名）の組織拡大を達成しました。目標達成にむけ、2016年度においては6,110名（未組織344名、未加盟350名、企業内4,736名、関連企業680名）の組織拡大が必要であり、これまで以上にサービス連合全体の総力を結集し組織拡大に取り組まなければなりません。

【2015年度 主な組織拡大実績一覧】

2016年6月17日現在

組織化形態		加盟組合名	加盟・拡大月	人員
未組織		山六給食労働組合	2016年5月	6名
企業内	範囲拡大	阪急阪神ホテルズ労働組合	2016年4月	90名
		リーガ労働組合連合会	2016年7月	190名
		JTBグループ労働組合連合会 (PTS、JTB東北、JTBメディアリテリング、 JTB西日本、JTB中国四国、JTB九州、 JTBグローバルマーケティング&トラベル、 JTBビジネスサポート九州)	2016年4月	133名
関連	未組織	JTBグループ労働組合連合会 (JTB札幌ビジネスセンター)	2016年4月	220名

(1) 未組織

宿泊業や旅行業を中心に組織化対象を選定し、前期までに進捗のあった対象企業については、加盟組合からの紹介や積極的な働きかけにより従業員と意見交換・勉強会などを開催し、結成意思の確立促進に取り組みました。また、企業訪問を重ね労働組合やサービス連合の活動に理解を求めました。産業を代表する大手企業への取り組みとして、街頭行動を実施し職場環境についての情報収集や労働相談の増加をはかりました。

独立系派遣添乗員の組織化については、効果的な声掛け手法の共有や加盟組合の積極的な働きかけにより、派遣添乗員ネットワークに独立系未組織添乗員の参加があり、労働組合の意義・必要性を実感してもらうことができました。

連合本部との定期的な打ち合わせや、地方連合会への訪問、組織拡大関連会議出席をつうじ、労働相談からの組織化にむけた情報収集を行うとともに、具体的行動にむけた連携強化に取り組みました。連合東京との連携により「山六給食労働組合（6名）」を結成しました。

サービス連合の認知度向上にむけ、引き続き行政機関へのサービス連合パンフレットの

配布に取り組みました。

補 強

組織化対象への街頭行動の取り組みは一定の効果があったと判断し、時期、場所などを変え改めて実施を検討します。企業訪問や従業員面会を重ねている対象企業については、具体的組織化スケジュールを策定し、結成にむけ取り組みます。独立系派遣添乗員の組織化については、継続的なネットワーク参加をはかり結成意思の確立に取り組むとともに、ネットワークへの参加者を増やすため引き続き情宣や積極的な声掛けに取り組みます。特定の地域や業種を絞り込んだ新たな組織化対策について、情報収集や連合との共闘をつうじたネットワーク作りを検討することとします。

(2) 未加盟

対象組織へ継続した意見交換や執行部との面会などをつうじ、加盟にむけた働きかけに継続して取り組みました。

補 強

対象組織への取り組み以外に、企業訪問を実施するなどサービス連合の活動に理解を求めるなど加盟にむけた多面的な取り組みを検討します。

(3) 企業内

今期組織拡大目標5,400名の達成にむけて、2015年8月から9月にかけて企業内組織拡大にむけた加盟組合訪問を実施し、取り組み状況の共有や具体的拡大目標の確認をはかりました。また、加盟組合の会議や学習会への参加などをつうじ、取り組み支援を行いました。

すべての加盟組合が組織拡大に取り組む必要があり、他の加盟組合に取り組む推進の波及効果をもたらすため、「モデル組合」を選定し一層の連携・支援に取り組みました。モデル組合は、「原則として、主体的な活動が行われており、組織拡大方針が掲げられ、組織化対象者が明確でありサービス連合・加盟組合間の確認に基づき今期中の目標達成にむけ積極的に取り組む加盟組合」としてとりまとめ、6組合と相互に確認しました。モデル組合の組織拡大実績は6組合で99名となり、取り組み事例については組織拡大総合会議で共有し、「サービス連合速報No.27」においても情宣を行うなどサービス連合全体に波及効果の創出をはかりました。

自組織の現状や進捗状況の更なる把握と過半数組合の意義を周知するため、「組合員の範囲拡大」にむけた統一対応に基づく企業内組織拡大資料を作成し、第15回中央委員会で配布しました。

2016年2月に実態把握に基づく活動支援を行うため「2015年度 組織実態調査」を実施し、122組合から報告がありました。2016年5月から2ヵ月間「組織拡大集中取り組み月間」を設定し、ポスターの送付や組織実態調査のフィードバック、学習会参加などにより取り組み支援を強化しました。

加盟組合が尽力した結果、ユニオンショップ協定を改定し、契約社員や一部の管理職層、高齢継続雇用者など組合員の範囲拡大による組織拡大を達成した加盟組合もありました。

補 強

強固な組織基盤の確立にむけ、目標達成のため組織拡大の重要性について改めて理解を深め、サービス連合全体で総力を再結集し取り組みをより一層強化する必要があります。

目標達成のため、加盟組合に個別に組織拡大目標策定、達成にむけたプロセスなどを提案し、組織拡大目標5,400名の達成にむけ取り組みます。引き続き有期契約社員の組織拡大に重点的に取り組むとともに、パートタイマー等の組織化にむけて加盟組合の実態把握や必要性の議論に取り組むこととします。加盟組合を対象としたオルガナイザー研修の開催を検討します。

(4) 関連企業

訪問や組織拡大総合会議をつうじ未組織関連企業を有する加盟組合と連携をはかり、関連企業の実態把握に取り組みました。組織化取り組みを引き続き要請するとともに、実態に即して取り組み支援しました。

2015年度においては、1組合（220名）の労働組合が新たに結成されました。結成の事例については、組織拡大総合会議で共有し「サービス連合速報No. 30」においても情宣を行うなどサービス連合全体に波及効果の創出をはかりました。

補 強

関連企業の組織化推進にむけ、加盟組合や対象企業の実態に合わせて案件ごとに最適な体制を構築し取り組むこととします。

3. 労働環境向上

魅力ある産業への進化を目指し労働環境の底上げをはかるため、労働条件や男女平等参画社会の推進に関する取り組みを推進しました。総実労働時間がサービス連合平均で短縮されたことや2016春季生活闘争において実質的な賃金改善を実現した加盟組合があるなど、取り組みの効果がありません。引き続き、全体の底上げ・底支えにむけて更なる取り組みが求められます。

(1) 労働条件

①年間総実労働時間1800時間にむけて

「第3期アクション・プラン」に基づき、各加盟組合が総実労働時間1800時間にむけて取り組みました。2015年10月1日から7日の全国労働衛生週間は自主的な労働時間縮減にむけて、また同年10月には年次有給休暇取得促進期間、同年11月には労働時間適正化月間、2016年4月には仕事における安全と健康のためのノー残業デーを設定することとして、サービス連合全体の取り組みを実施し、ポスターを作成し配布するなど周知徹底を行いました。

2014年度年間総実労働時間実態調査の実施に基づき、集計および分析を行いました。年間総実労働時間は135組合の単純平均で2067時間58分となり、時間外労働の減少により前年からは1時間30分減少しましたが、「第3期アクション・プラン」で目標としている2016時間05分からは大きく乖離した結果となりました。調査結果および分析については、各加盟組合へフィードバックを実施し、継続して総実労働時間の短縮にむけた取り組みを行うこととしました。

2016春季生活闘争では、同時要求項目として「第3期アクション・プラン」に基づき取り組みを行うこととし、休日の増加や所定労働時間の短縮、時間外労働縮減、年次有給休暇の計画的付与など、88組合が総実労働時間の短縮にむけて取り組みを行いました。また、日常交渉において取り組みを行った加盟組合もありました。

補 強

総実労働時間の短縮にむけた取り組みとして、「第3期アクション・プラン」の最終年度となることから、総仕上げとして更なる周知徹底をはかり、各加盟組合の実態に応じた支援を行います。また、2015年度の調査実施については引き続き回答数の増加をはかるとともに、集約と分析を行ったうえで、「第3期アクション・プラン」の成果と反省を整理し、サービス連合の中期目標の設定に沿って「第4期アクション・プラン」の策定を行います。

② 春季生活闘争関連（秋闘・春季生活闘争）

2016春季生活闘争では、四役・事務局合同会議、中央執行委員会、各種委員会などでの議論をつうじて方針および要求基準の策定を行い、議論状況についてはサービス連合速報を発行して情報発信を行いました。また、加盟組合の一助となるよう「賃金要求取り組みマニュアル」や「中期的な賃金目標『35歳年収 550万円』への指標」を作成し、第15回中央委員会などにおいて配布して活用の説明を行いました。同じく中央委員会においては、「人財への投資における労使の役割について」をテーマに、早稲田大学社会科学総合学院の篠田徹教授を講師に迎え学習会を開催しました。その他の議論・交渉経過、闘争体制と合意結果のとりまとめなどについては第1号議案「2016春季生活闘争まとめ」のとおりになります。

補 強

2016秋闘および2017春季生活闘争においては、これまでの闘争で踏み出した歩みを止めることなく継続した取り組みを基に要求基準の策定に取り組んでいくこととします。また、最低保障賃金については、すべての加盟組合での締結を目指し、産業別最低保障賃金は法定最低保障賃金の状況を見据えながら要求基準額について検討し、ポイント年齢別最低保障賃金は要求基準やあり方について検討していくこととします。

③ 労働条件をはじめとする「諸基準」への取り組み

「諸基準」について、労働条件委員会にて全項目チェックを行い、4年に1度の見直し議論を開始し、2017年7月の改定版発行にむけて継続した議論を実施しています。また、労働者派遣法の改正や女性活躍推進法の施行にあわせて、必要な項目の改定を行いました。

補 強

国会での法改正議論の状況も注視しながら、継続して改定版発行にむけた議論を行います。また、活用促進に繋がるよう更なる周知を行います。

④ 賃金調査・労働条件調査資料について

2015年度賃金実態調査および労働条件調査に基づき、賃金編および労働条件編を発行しました。労働条件編については今回より「諸基準」に合わせて一部掲載内容を変更し、発行しました。また、生涯収入試算にむけて労働条件委員会で算出方法や可能性を議論し、検討を開始しました。

補 強

賃金実態調査については、組合活動を検証し交渉力の強化につながることから、調査の意義と目的の浸透をはかり、地連との連携をつうじ加盟組合における賃金実態の

把握につとめます。また、各加盟組合で活用しやすい調査資料（賃金編）の発行ができるよう、回答数の増加にもつとめます。

⑤労働法制への対応

労働関連法制の改正議論状況について、連合の会議や学習会に参加して情報収集するとともに、労働条件委員会や中央執行委員会などで情報の共有化を行いました。改正内容の周知については、改正労働者派遣法施行に伴いサービス連合速報No. 25を発行しました。また、労働法制のあるべき姿について、連合の政策提言を参考にしながら今後の考え方を整理するなど、労働条件委員会において議論を開始しました。

補 強

継続して法改正などの議論状況に注視するとともに、連合とも連携をしながら、労働条件委員会を中心に理解を深めるための取り組みを行います。また、労働法制について、法制度のあるべき姿について提言ができるよう、議論を進めることとします。

⑥社会保障制度の取り組み

社会保障制度の周知にむけて発行した冊子の活用を促し、労働法制への対応と同様に、連合との連携をはかり、制度に関連した改正議論などについて情報収集と共有化を行いました。

補 強

継続して、加盟組合および組合員に対して冊子の活用と制度の周知に取り組みます。

(2) 男女平等参画社会の実現

男女平等参画社会の実現にむけて「サービス連合・男女平等参画推進計画」に基づいて取り組みを進めました。具体的には、男女平等推進委員会を中心に、男女平等に関する法改正にむけた議論や政策議論への意見反映につとめるとともに、「諸基準」をはじめとした労働条件基準等の策定や修正など、労働条件委員会と連携し議論を行いました。また、取り組みに幅広く女性の声を反映させるため、今期も拡大男女平等推進委員会を開催し、情報交換を行いました。

男女平等推進計画に基づき、加盟組合での男女平等参画を進めるため取り組みシートを作成しました。提出のあった加盟組合数は前年並みとなりましたが、今年度新たに提出した組織があり、進展がはかられました。

加盟組合の女性役員および男女平等課題を担当する役員のスキルアップをはかることを目的とした「第15回エンパワーメント研修会」を2016年4月26日に東京で開催し、全国から46名が参加しました。基調講座として前回の「女性のためのリーダーシップ講座」に引き続き、講師に（株）ビジネスプラスサポートの柴田典子氏を迎え「チームビルディング講座」を実施しました。基調講座後は男女平等参画推進に関わる法制度について理解を深めたうえで「女性活躍」をテーマにしてグループディスカッションを行い、今後の活動に活かせるものとなりました。

委員会の活動や加盟組合などの活動紹介を掲載し情報を共有化するため「男女平等推進NEWS」26～30号を発行するとともにホームページへ掲載しました。

補 強

2016年度で終了する「サービス連合・男女平等推進計画」の検証と改定にむけて取り組

みます。男女平等参画社会の実現のために、地連との連携を強化して加盟組合が策定する計画に対し必要な支援を行うこととします。

法改正への対応については、連合での政策議論に対応し、意見を反映するためにも更なる取り組みを強化していきます。

エンパワーメント研修会については、本部としての実施を継続します。また、来期以降の地連での研修開催について検討を開始することとします。

4. 政策提言機能強化

観光立国にふさわしい魅力ある産業の実現を目指し、第12回定期大会で確認した「観光政策への取り組み」を完遂するため、観光庁をはじめとした関係省庁への働きかけを行うとともに、本部と地連の連携体制の強化や、各地連における政策制度要求の議論などを行うじ、政策提言機能の強化に取り組みました。また、産業政策以外の政策提言への取り組みについて着手しました。引き続き、産業政策提言の実現にむけた更なる取り組みが求められます。

(1) 観光政策提言の実現

これまでとりまとめてきた「観光立国実現に向けた提言」を幅広く周知し、実現にむけた働きかけを強化するため2016年2月に「観光政策フォーラム」を東京で開催しました。業界団体や企業をはじめ、大学・専門学校教職員、学生、国会議員や行政官庁、労働組合から計205名が出席し、サービス連合がとりまとめてきた提言の中から「人財育成」「休日・休暇改革」をテーマに、「産」「学」「官」のそれぞれの立場から現状認識と課題提示を行いました。

「観光立国実現に向けた提言」を基に、産業政策委員会を中心に政策制度要求をとりまとめ、観光庁との懇談会をつうじた意見交換や、定期的な訪問をつうじて民泊サービスなどをはじめとした課題について意見反映につとめるとともに、交運労協をつうじた各省庁への要請や交渉を行いました。「観光立国実現に向けた提言」の中から、緊急性の高いものや重要度の高いものを抽出し、重点政策として策定するための検討を開始しました。

補 強

産業提言機能の強化を目指すためにも、今後も政策制度要求の実現にむけた取り組みをつうじた意見反映につとめることとします。また、「観光立国実現に向けた提言」への理解・浸透をはかるため、「観光政策フォーラム」を原則年1回開催することとし、観光政策提言の実現にむけ働きかけます。これまで検討を行ってきた重点政策の策定については、今期での実現にむけ取り組みを推進します。

(2) 産業政策提言機能の強化

本部と地連が一体となった提言活動を行うため、本部で取り組みを進めている提言スケジュールを参考に、各地連との提言策定スケジュールの1本化にむけた取り組みを進めてきました。また、産業政策委員会では各地連の政策担当者が出席のもと、各地連における提言のとりまとめ状況について把握するとともに、提言の調整や情報の共有化を行いました。地連における観光政策の取り組みについては、本部からの助言や支援を行いながら、「観光政策への取り組み」のステップ3である政策・制度要求の策定が実現したことから、次年度は次のステップである観光政策の基本方針を策定することとなりました。一方で、

各地連における直接ルートをつうじた要請などの行動については、支援がはかれず課題が残りました。

産業政策委員会を中心に、2015年にとりまとめた「観光立国実現に向けた提言」を更に充実した内容にするための議論を開始しました。これまで課題を認識しながら具体的な産業政策提言をとりとめることが出来なかった項目や、政府の観光政策の進展に伴う政策の実現にむけた評価や更なる提言が必要な項目の補強などを中心に、次年度の提言改定にむけ議論を行いました。

政策提言のとりにまとめについては、産業政策委員会を中心に議論を行い、各地連へのフィードバックを行いました。各地連から要請のあった提言についても議論を行うとともに、地域における提言については各地連への対応を要請しました。

旅行業に特化した課題抽出については、旅行業政策分科会の開催をつうじ、貸切バス事業のあり方や、障害者差別解消法などを中心に、議論を行いました。また、交運労協をつうじた政策制度要求については、各加盟組合からの意見集約を行い、政策提言のとりにまとめを実施しました。

今期より設置した宿泊業政策分科会については、民泊サービスや耐震補強など、宿泊業に関連した課題を中心に議論を行いました。また、政策制度要求案のとりにまとめを行い、交運労協をつうじた関連省庁への要請を実施しました。

国際航空貨物にかかわる政策については、航空貨物委員会と東日本・中部・西日本の各地域協議会との連携のうえ、取り組みを進め、「国際航空貨物業の更なる発展に向けた提言」の補強にむけた議論を行いました。また、日本における国際物流の発展に関する課題については、これまでにとりまとめてきた提言の振り返りを行ったうえで、他産別との意見交換を実施しました。政策制度要求案については、交運労協をつうじ国土交通省や財務省と交渉を行いました。

産業政策の実現にむけて関係する業界団体との意見交換を行いました。具体的には、日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟、日本旅館協会に対しては民泊サービスや宿泊業の生産性向上について、JATAやANTAに対しては貸切バス事業や女性活躍について、また、JAF Aに対しては国際物流の発展について、各々意見交換を行いました。

「旅行業諸問題勉強会」において、民泊サービスや貸切バス事業のあり方、障害者差別解消法などを中心に、旅行業の諸問題に関する議論を行いました。

宿泊業における食品表示問題への対応として、2015年11月に「メニュー表示適正強化月間」を実施しました。今後も、各加盟組合への取り組み要請をつうじ再発防止にむけた取り組みを行うこととします。

補 強

産業政策提言機能の強化にむけ、地域における取り組みについては本部からの支援や助言を行いながら、「観光政策への取り組み」のステップ4である「地域における観光政策の基本方針を策定する」ことを実現させることとし、各地域の観光政策をとりとめることとします。また、各地連における直接ルートをつうじた要請などの行動については、各地域の実情に則した支援を行います。

「観光立国実現に向けた提言」については、新たな課題や時間の経過とともに実現した

政策があることにも留意しつつ、次年度の改定にむけてとりまとめることとします。

「国際航空貨物業の更なる発展に向けた提言」については、日本における国際物流のあり方についても留意したうえで、とりまとめにむけた議論を行うこととします。

(3) 産業政策以外の政策提言への取り組み

シェアリングエコノミーにおける民泊サービスについて、サービス・ツーリズム産業にとどまらないグローバル化や社会システムへの対応として、連合の政策・制度実現にむけた取り組みに位置付けられました。

補 強

産業政策以外の政策の実現にむけて、連合の「政策・制度要求と提言」に反映させるため、グローバル化の進展や社会構造の変化に対応する社会政策について主体的な研究を行う理解を深めることとします。

(4) サービス・ツーリズム産業労働情報開発センター（労働情報センター）

サービス連合が進める産業政策課題などについて、様々な視点から助言を求めました。

5. 相互扶助

組合員の生活支援のため、労働者福祉や相互扶助の精神にのっとり、サービス連合組織共済による弔慰金の支給や無料法律相談を実施するとともに、労働金庫や全労済の推進運動につとめました。

(1) サービス連合組織共済

労働者福祉や相互扶助の精神にのっとりサービス連合組織共済より弔慰金・災害見舞金を支給しました。今年度(2015年6月～2016年5月)の支給実績は28名でした。また、制度周知のためサービス連合新聞やホームページに制度内容を掲載するとともに、ポスターのデータをホームページに掲載し更なる制度周知につとめました。

補 強

引き続き制度内容の周知のため、サービス連合新聞をはじめとした情宣物への掲載やポスターの作製・配布、新規加盟組合への「助け合いのしおり」配布に取り組むこととします。

(2) 無料法律相談

サービス連合や加盟組合の活動における法的対処に対応できるよう東京共同法律事務所とミネルバ法律事務所、ナンバ合同法律事務所と顧問契約を締結し、無料法律相談を実施しました。本部で月に1度実施している無料法律相談の利用実績は今年度(2015年6月～2016年5月)は4件となり、利用実績が前期から増加しました。また、第15回中央委員会で東京共同法律事務所の案内チラシを配布し情宣を行いました。

補 強

無料法律相談の周知のため、サービス連合新聞をはじめとした定期的な情宣物への掲載などに取り組むこととします。

(3) 労働金庫・全労済

労働金庫の中央推進幹事と全労済の中央常任委員を選出し、労働組合の自主福祉運動の一環として労働金庫ならびに全労済の推進運動に取り組みました。労働者福祉や相互扶助

の精神にのっとり組合員にとってメリットのある商品の情宣や加盟組合への情報提供に取り組みました。また、労働金庫や全労済の歴史や役割について再認識するため、事務局長会議で学習会を開催しました。

補 強

労働組合の自主福祉運動の一環としてくろうきん>運動に取り組み、低利な融資や有利な制度を広く組合員に知らせる活動をつうじて、組合員のライフプランをサポートしていきます。全国のくろうきん>が行っている生活応援運動の取り組みと連携をはかり、組合員の消費者教育に取り組みしていきます。また、組合員の相互扶助精神に基づき全労済運動に取り組み、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的に全労済と連携し、「生活保障設計運動」を展開し組合員に必要な保障を提供していきます。

6. 共生と連帯

社会との共生や連帯を求める活動をつうじ、客観的な視点や社会性を持つため「明日づくりプロジェクト」を推進するとともに、連合運動や国際連帯活動に取り組みました。

(1) 明日づくりプロジェクト（社会貢献活動）の取り組み

サービス連合エコライフ21活動として、サービス連合の発行する議案書などの印刷物の紙は、森の町内会の紙を利用しました。加盟組合へも森の町内会の利用協力を要請した結果、森の町内会に協力している労働組合関連団体の18%をサービス連合および加盟組合で占めました。また、クールビズ・ウォームビズに取り組みました。更にエコキャップの収集については、サービス連合全体で2015年は37,400個送付し、23.4人分のワクチン購入に貢献しました。

日本ユネスコ協会の法人会員として登録し、ユネスコ活動の宣伝周知への協力と書き損じはがきを収集しました。

カンパの取り組みとして、6月21日現在、連合愛のカンパについては、その趣旨に則り加盟組合に協力要請を行い、8組合から114,913円のカンパ金が寄せられました。また、甚大な被害をもたらした「平成28年（2016年）熊本地震」における支援カンパについては、25組合や各種会議参加者などから1,043,429円が集まり、熊本県・大分県の各日本赤十字社と連合をつうじ被災者および被災自治体に届けられました。

今年度は、組合員へのボランティア活動への参加をバックアップする「ボランティア支援活動（愛称：金太郎支援活動）」の申請はありませんでした。

補 強

定期的に明日づくりプロジェクトの周知に取り組むとともに、本部に設置した「明日づくりプロジェクト推進委員会」において社会貢献活動の取り組み強化にむけた推進策を検討し実施することとします。

また、組合員一人ひとりの活動を支援する「ボランティア支援活動（愛称：金太郎支援活動）」の周知につとめ、利用の促進をはかります。

(2) 連合

組織拡大や政策課題の実現にむけ各委員会に委員を登録し意見反映につとめるとともに、加盟組合からの協力のもと各集会に参加し積極的に取り組みました。連合の各種会議報告については、共有化をはかりました。

連合に、大木特別中央執行委員（連合本部連帯活動局長）、山本特別中央執行委員（連合北海道石狩地協副事務局長）、藤井特別中央執行委員（連合秋田事務局長）、傳田特別中央執行委員（連合東京副事務局長）を派遣しました。また、連合をつうじて山尾特別中央執行委員を在ザンビア日本国大使館に派遣しました。

(3) 国際労働運動と共闘

国際労働運動の一翼を担うため、国際運輸労連（ITF）では、後藤会長がITF執行委員として観光・サービス部会議長を担い、ITF執行委員会やアジア・太平洋委員会に出席し、アジア地域の観光産業労働者の集結にむけ関連する国際産業別労働組合との協議を行いました。

国際食品労連（IUFL）では、西川副会長が2015年9月に香港で開催されたアジア太平洋地域委員会、2016年6月にジュネーブで開催されたホテルチェーン運営委員会に参加し、グローバルホテルチェーンの組織化などについて情報交換を行いました。

交運労協については、今期より後藤会長（交運労協副議長）、長縄副会長（交運労協幹事）が役員として選出されるとともに、政策局を中心に地連や業種別委員会と連携をはかりながら各会議に参加し、政策制度要求をとりまとめ関係省庁に提出するなど、産業政策の実現にむけ取り組みました。特に貸切バスや民泊サービスに関する課題については、産業を代表する立場で積極的に取り組みました。また、各会議の報告を中央執行委員会などで行い共有化をはかりました。

補 強

国際労働運動の理解を深めるため、ITFおよびIUFLの取り組みについて加盟組合への周知をはかり共有化します。

(4) 株式会社フォーラムジャパン

サービス連合は、松本特別中央執行委員（代表取締役社長）を派遣し連携強化につとめ、株式会社フォーラムジャパンの法令遵守と経営基盤の安定にむけ取締役会をつうじた意見反映を行うとともに、会計監査ならびに業務監査を実施しました。営業状況は、2015年度を初年度とした中期経営計画にそって順調に推移していたものの、2016年に入りスキーツアーバス事故や頻発するテロなどの影響により添乗員付きツアーの需要が減少する状況となり、厳しい環境が続いています。現在、MICE事業などの領域拡大に積極的に取り組んでいます。